正	」 」 健ß	東保険 初	皮保険者	報酬月額	額変更届		常務理事	事務局長	部長	課 長	課長補佐	担当者	
様式:	コード 2 1 _{令和}	年 月	日提出										
提出者記入欄	事業所所在地 事業 系 主 名 事 氏 話番号	- ()			健	表保険の記された。 社会保険労 氏 名	秀士記載欄					
iii	①健康保険被保険者	等番号 従前の標準報酬月額	② 被保険者氏名		③ 生年月日⑦ 昇(降)給		④ 改定年月⑧ 遡及支払額			⑰ 備考			
Ш	9 ⑩ 給与 給与計	+質の	(1) 通貨によるものの額 (2) 現物による				(4) 総計(5) 平均額			⑱改定後の標準報酬月額			
	支給月 基礎 (1)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	. 3 0 0 0 m	1777 - A & O O O DR	3	v)	16	修正平均額	Œ	1. 昇給・降給(固定	的賃金変動)理由		
	(5)		6			1. 昇給	⑧遡及支払額	年	月 (必ずご記入下さい	s ‡)	
	⑨支給月 ⑩日数 _	(1)通貨	千円 ②現物	年 月	月 口 19合計(11)+12)		19総計	1	lп	2. 二以上勤務 3. 短時間労働者	(特定適用事業所	等)	
	月	В	B	The state of the s		P P	低半均額			4. その他		,	
	月月月月	В	P P	円 円		n n	⑥修正平均額		円 (® 円	<u> </u>			
	0 2		.,,	3			④ 年		^① 1. 昇給・降給(固定的賃金変動) 理由				
	(5)	-	⑥ 千円	年 月	⑦昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額		(••)	
2	⑨支給月 ⑩日数 月	(1)通貨	迎現物 円	Ħ	13合計(11)+12)	円	19総計		_ П	2. 二以上勤務 3. 短時間労働者	(特定適用事業所	等)	
	月	日	円	円		円	15平均額		н (4. その他 ,)	
	月	日	円	円		円	16修正平均額		18			千円	
	1	2			3			④ 年	(i) 月	1. 昇給・降給(固定 必ずご記入下さい			
	(6)	-	⑥ 千円	年 月	月□		⑧遡及支払額 戶	3	(0 = 11 #1-7/)	
	⑨支給月 ⑩日数 月	日	印	Ħ	(13)合計((11)+(12))	円	14総計		m □	2. 二以上勤務 3. 短時間労働者	(特定適用事業所	寿)	
	月	日	н	円		円	15平均額		H (4. その他 , 、)	
	月	日	Ħ	Ħ		円	⑥修正平均額		(18)			千円	
	1	2			3			④ 年	(1) 月	1. 昇給・降給(固定 必ずご記入下さい			
	(6)		⑥ 千円	年 月	月□		⑧遡及支払額 戶	3	(2 - 以 1 - 共改)	
4	⑨支給月 ⑩日数 月	日	迎現物	Ħ	(13)合計((11)+(12))	円	14総計		m 🗖	2. 二以上勤務 3. 短時間労働者	(特定適用事業所	等)	
	月	日	円	円		円	低平均額		H (4. その他 , 、)	
	月	日	Ħ	Ħ		円	16修正平均額		(B)			千円	
	① (f)	2	-		3		(20)W0 T	④ 年	ID 月	1. 昇給・降給(固定 必ずご記入下さい			
	9		⑥ 千円	年 月	月口		⑧遡及支払額	-	(, 2. 二以上勤務)	
5	⑨支給月 ⑩日数 月	印通貨	迎現物 円	Ħ	(19合計(11)+(2))	円			m □	3. 短時間労働者	(特定適用事業所	等)	
	月	B	Ħ	円		円	低平均額		H (4. その他 ,)	
	月	日	円	円		円	⑥修正平均額		円 (8)			千円	

健康保険被保険者標準報酬改定通知書

月 届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 健康保険の記号 事業所 所在地 出 者 事業所 記 名 称 事業主 氏 名 電話番号 ② 被保険者氏名 ③ 生年月日 ④ 改定年月 ①健康保険被保険者等番号 ① 備考 ⑤ 従前の標準報酬月額 ⑥ 従前改定月 ⑦ 昇(降)給 ⑧ 遡及支払額 報酬月額 (4) 総計 15 平均額 (18)改定後の標準報酬月額 給与 給与計算の ② 現物によるものの額 ⑪ 通貨によるものの額 ③ 合計(①+②) (16) 修正平均額 支給月 基礎日数 1. 昇給・降給(固定的賃金変動) 理由 1. 昇給 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 16修正平均額 1. 昇給・降給(固定的賃金変動) 理由 必ずご記入下さい↓ 1. 昇給) 2. 二以上勤務 11)通貨 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) (6)修正平均額 1. 昇給・降給(固定的賃金変動) 理由 必ずご記入下さい」 1. 昇給) 2. 降給 ⑨支給月 ⑩日数 (1) 涌省 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) (6)修下平均額 1. 昇給・降給(固定的賃金変動) 理由 必ずご記入下さい↓ 1. 昇給) 2. 降給 2. 二以上勤務 11)通貨 74 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) (B)修正平均額 千円 1. 昇給・降給(固定的賃金変動) 理由 必ずご記入下さい↓ 1. 昇給) 2. 降給 (11)通貨 3. 短時間労働者 (特定適用事業所等) (6)修正平均額

上記の通り標準報酬が改定されたので通知します。

東京金属事業健康保険組合理事長

令和 年 月 この書類の保険料

は月分で計算いたします

(付記)

1. この決定に不服のあるときは裏面をご覧ください。

2. この通知書を受け取ったら、すみやかに、決定された標準報酬などを、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。

この通知書でわからないことがあるときは当組合へお尋ねください。この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に 文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消し の訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があった ときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告とし て提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過し たときは、提起することができなきなります。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等に よる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審 査請求の決定を経なくても提起することができます。